

平成 30 年度研究科入試問題（第 1 次）

民法（出題意図）

（人文社会科学研究科法経専攻法政コース）

【問 1】 民法 177 条は、この規定内の文言「第三者」につき、特別の定めを有しない。しかし、だからといって、物権の得喪変更に関わる当事者以外のすべての者がここに該当するとは解されていない。本問は、この規定の第三者の意義について問うものである。

【問 2】 婚姻関係の破綻について責任を有する配偶者からの、民法 770 条 1 項 5 号に基づく離婚請求問題を理解しているかどうかを問う。とくに判例の変遷について理解しているかどうか。学説によって主張されている立法論に触れていればなおよい。